



「成年後見制度利用促進基本計画」

～地域における成年後見制度の取組み～

国は、急激な高齢化社会に向けて日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う共生社会を目指して、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を策定しました。ここでは基本理念を定め、国や地方公共団体の責務、関係機関の連携や国民の努力などを明らかにし、制度利用の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するとしています。

市町村は国が定める「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ実情に合った「基本計画」を策定し、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた支援の仕組みを作ることが求められています。その基本的な仕組みとなる「地域連携ネットワーク」では、後見等の開始の前後を問わず各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を協議する「協議会」の設置と、本人に身近な親族や支援の関係者と後見人が「チーム」を作り日常的な対応をすることが明記されています。

そしてこの「地域連携ネットワーク」を整備し、適切に運営していくための中核となる機関「中核機関」が重要な役割を担うことになり、その機能としては、①全体の進捗管理とコーディネーター ②「協議会」を運営する事務局 ③「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理」の3つを挙げています。③の具体的な役割は「相談受付、情報収集と事前評価」「支援方針の検討制度の利用促進（候補者の推薦）」そして「後見人等への支援」が求められています。

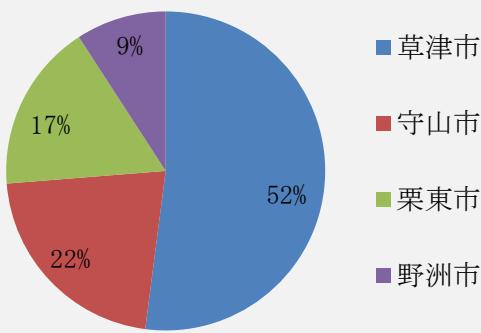
現在、もだまは成年後見制度利用促進事業を4市から委託された、「相談、申立支援」「啓発活動」と法人後見事業を行っており、この中核機関の役割と重なる部分もあるかと思っています。今後4市が基本計画を策定されるにあたり、利用者がメリットを感じ、多様な支援者の関わりが地域の支援につながり、そして誰もが安心して地域で住み続けられる仕組みづくりについて、共に考え、取り組んでいければと思っています。



H30年度 活動件数中間実績

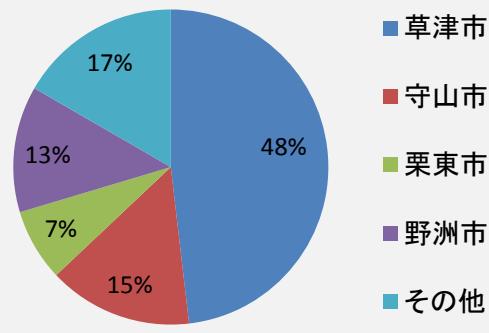


相談支援活動件数（415件）



4市委託事業（成年後見制度利用促進事業）の活動状況です。H29年度の中間実績とほぼ同数の件数となっております。

法人後見受任状況（全体79人）



新規受任7件、終了が1件で、現在79件を受任しています。



成年後見制度のこれから ～意思決定支援ってどういうこと？～

主催：滋賀県高齢者権利擁護支援センター（認定特定非営利活動法人あさがお）

8月24日（金）ピアザ淡海において開催された全国権利擁護支援ネットワーク代表佐藤彰一さん（國學院大學法学部教授・弁護士）の講演会に参加しました。

始めに、意思決定支援の概念についてのお話があり、『現行の成年後見制度（障害を理由とした行為能力の制限）は、そもそも障害者権利条約12条（法定能力の平等）に抵触するのではないかという問題。また、本人の行為能力の制限や、代理、代行原則禁止は裁判所から与えられたもので、本人から委任されたものではない。そして、本人の判断能力がないことが制度利用の前提としながらも、他方で本人の意思（判断）に配慮することが同時に求められていることが制度のわかりにくさにつながっている。今後は、代理決定から本人が支援された環境において意思決定ができる仕組みへの転換が必要である。「支援さえ受けければその人なりの決定ができる」という発想に立ち、本人が自己決定できる環境を整備することが支援者に求められている。』という熱いメッセージがありました。適正に判断できるかできないかは他者の推定でしかなく、支援者が本人の意思が確認できないだけで、本人の能力とは関係なく支援者側の能力の問題であるとの見解をお聞きし日常業務の振り返りとなりました。

後見人紹介コーナー

専門職 後見人

～司法書士の思い～



公益社団法人成年後見センター

リーガルサポート滋賀支部

司法書士 俣野 悠子 さん



成年後見業務に携わるようになって9年。たくさんの方々と出会い、様々な経験をさせていただきました。縁あって成年後見人として、その方の人生の一部に関わらせていただく以上、できる限りのことはしようという思いと、できることに限界があるという現実に揺れながら業務を行なっています。

そのなかで、いつも心がけていることは、被後見人の立場に立った時に、こんな後見人になつてもらいたいと思えるような後見人であろうということです。

ご本人が抱えている問題、置かれている環境は多種多様で、答えは一つではありません。一人一人歩んできた人生もそれぞれ、好みも違えば考え方も違うので、同じ対応が全ての方に通用するわけではありません。その都度、何が一番いい選択か考えていく必要があります。そこが難しいところでもあり、やりがいでもあると感じています。成年後見業務はまさに一期一会の経験です。

もう一つのやりがいとしては、人の役に立てている、必要とされている、ということを感じることができます。会いに行くと笑顔で出迎え、帰りには手を握って寂しがってくださる方、看取りに入った時に会いたい人に私を挙げてくださった方、時々ふと「世話になってるなあ。忘れないよ。」とつぶやいてくださる方。大変なことも多いですが、そんな方々の思いを感じられることが、がんばろうと思える源です。

状況にもよりますが、訪問する際に必要な物を購入していくこともあります。特に洋服を新調する時、その方を思い浮かべて、どれが似合うかな、着やすいかな、洗濯はどうかな、など考えながらお店を何軒もはしごして選ぶのがとても楽しいです。そして、悩みに悩んで購入した服を気に入って着てくださったり、喜んで「写真撮って」と言われたりすると、最高の気分です。たまに色の濃い靴下を買って名前が書けず、代わりに刺繡するのに苦労することがあります。それでもまたよしです。

これからもご本人はもちろん、親族の方や支援者の方々との出会いを大切に、一期一会の業務に取り組んでいこうと思います。

《平成30年度 出張相談会のご案内》



この相談会は成年後見制度に関心のある方や、制度の利用を考えておられる方々が身近な地域で相談が受けられるようにとの思いで開催しています。成年後見制度について話だけ聞いてみたい方でも結構です。お気軽にお越しください。

野洲市	11/7(水)	13:30～16:00	野洲市役所本館1階 相談室
栗東市	12/13(木)	13:30～16:00	栗東市役所2階 第3会議室
守山市	1/10(木)	13:30～16:00	すこやかセンター3階 講習室



高齢者・障がい者なんでも相談会のご案内

開催日時：平成30年10月21日（日）13:30～16:30

会場：守山市福祉保健センター（すこやかセンター）
(守山市下之郷三丁目2番5号)

対象者：湖南4市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）にお住まいの方
※湖南4市からの受託事業「成年後見制度利用促進事業」の一環として開催します。

※高齢者の方や障害のある方、そのご家族、福祉現場等で支援している方々が抱えておられる悩み、心配事、不安を何でもご相談ください。

※その場で解決できない相談は、適切な機関をご紹介します。

※弁護士・司法書士・社会福祉士・社会保険労務士などの専門職がご相談をお受けします。

会員募集

「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちいたしております。
ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい

TEL : 077-598-0246 FAX : 077-598-0888 E-mail : modama.npo@triton.ne.jp

● 正会員年会費 ●

個人1口 3,000円
団体1口 10,000円

● 賛助会員年会費 ●

個人1口 2,000円
団体1口 5,000円